

でに相当の時間をかけなければならぬため、行政窓口での対応には限界がある。

このため、多くのボランティアの協力を得ながら、対応しているのが現状である。現在、外国人市民への情報提供・相談、日本人との交流、ボランティア活動の支援などを行う施設として、中区と青葉区に国際交流ラウンジが設置され、地域のボランティアにより運営されている。今後も順次国際交流ラウンジの整備を進め、外国人市民への支援とともに、地域のボランティアの支援・育成を行う予定である。

また、外国人市民が多く来庁する区役所には、外国語能力のある嘱託員を配置して、各種事務手続きなどの利便を図っている。さらに、電話申し込みなどにより、市民通訳ボランティアの派遣を実施しており、現在二十一人カ国語、二百人以上のボランティアが登録され、活動を行っている。

③ 外国人の福祉と医療

昭和五十七年に、国民年金の加入について国籍条項が撤廃され、外国人も国民年金に加入できるようになった。しかし、外国人高齢者や障害者の中には、加入条件を満たすことができない、未だに無年金の状態にある人がいる。このため、横浜市では独自の施策として、このような外国人高齢者や障害者の方に、「福祉給付金」を支給する制度を平成七年度から実施している。

また、外国人が旅行中に病気などで歩行困難となり、入院・治療を緊急に要する状態になりながら、医療費の支払いが困難な場合、

「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（行旅法）」を適用し、その医療費の支払いを行っている。さらに、行旅法が適用にならない外国人が、医療機関で入院や治療を受けたにもかかわらず、医療費が支払えなかった場合、横浜市と神奈川県とが半額ずつ負担して、医療機関に対して医療費の未収金を助成する事業を実施している。

④ 外国人の公務員への採用

日本に在住する外国人市民の中には、公務員になって、地域社会の福祉向上などに貢献したいと希望する人もいると聞く。しかし、「公権力の行使又は公の意思の形成に携わる地方公務員には日本国籍が必要である」という国の一貫した見解があるため、横浜市の職員採用の受験資格の中にも、「日本国籍を有する者」という国籍条項があり、希望する職種への受験機会のない人がいる。このため、市民団体を中心として、国籍条項の撤廃を求める声が上がっている。

横浜市では、これまで医師、看護婦、教員、現業職員など、専門職や技能職について、国籍条項の撤廃に努めるとともに、平成四年度採用試験からは、国籍条項のない一般職の専門職種として、「国際」、「経営」、「情報処理」の三職種を新設した。その結果、現在四十四職種ある中で、二十九職種には国籍条項がなく、十五職種に国籍条項が付いている。

この問題については、多くの自治体でさまざまな取り組みが模索されており、市民からもいろいろな視点から多くの議論がなされている。さまざまな立場の市民の意見を聴き、

国との調整や他の自治体とも連絡をとりながら、国際都市「横浜」にふさわしい職員採用のあり方について検討するとしている。

今後とも、採用後の昇任などの問題も視野に入れながら、外国人市民の採用機会の拡大を引き続き検討していくこととなる。

⑤ 外国人の地方参政権

地方参政権については、地方自治法及び公職選挙法によって、選挙権・被選挙権ともに日本国民にのみ認めることが規定され、憲法においても、外国人に地方参政権を付与することは禁止されていると一般に考えられてきた。

しかし、平成五年の大阪府岸和田市議会での「定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障の確立を強く要望する」という決議を皮切りに、全国四百以上の地方議会でも、同様の趣旨の決議が相次いだ。横浜市議会においても平成六年十二月に、「地方参政権付与の課題について、認識を深めていくよう努力することを求める」意見書を内閣総理大臣などに対して提出している。

このような動きの中、平成七年二月には最高裁判決で、「我が国に在留する外国人のうちで永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められるものについて、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法で禁止されているものではない」「そのような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄」との判断が示された。

外国人に地方参政権を付与するかどうかは、国の立法政策の問題であるにしても、外国人も地域住民である以上、地方自治体としては外国人の意見や要望が、行政に反映される仕組みを考えていく必要がある。

現在、横浜市では、外国人市民が市政に参加できるシステムとして、陳情・請願の提出、審議会・公聴会・区民会議などへの参加や意見表明、情報公開条例を利用した市政の監視、市政モニターへの就任、市長への手紙などがある。

今後これらシステムが最大限活用されるようPRに努めるとともに、外国人も地域で生活している市民であり、地域の発展ひいては横浜市の発展を担う一員であるという視点から、外国人市民の意見をよりいっそう市政に反映できる機会を拡大していく必要がある。

4 外国人市民施策の今後の課題

① 役割分担の検討

外国人市民の生活に密接にかかわる施策は、国の法律や制度に基づいて行われているものが多い。現在、外国人に適用になる法律や制度も多くなってきたが、戦傷病者戦没者遺族等援護法のように外国人には適用されないもの、国民年金制度のように制度上は加入できるようにになったが、加入要件を満たせず無年金状態の人がいるものなど、法的な保障がないものもある。

これらの問題については、法律や制度の改正を伴うため、本来国レベルで解決されるべ

き問題であり、また、難民の受け入れなど条約に基づいて行われる施策については、国家間レベルで調整されるべき問題である。

一方で、外国人市民の抱える問題や課題について、行政の施策まではいかなくても、本人の努力、近所の人やボランティアの協力、学校・職場での指導や助言など、市民レベルで解決できるものも少なくない。特に、日常生活における身近な問題は、市民レベルで解決する方が、迅速かつ効果的な対応が可能である。

外国人市民施策に関して、地方自治体は何をすべきなのか、国には何を要望していくのか、市民や企業には何を担ってもらうのか、役割分担をもう一度整理する必要がある。

② 市民・行政職員への啓発

「お互いの人権を尊重し合い、外国人と共に生きる社会の実現」このようなスローガンが、乱用ぎみとなつている昨今だが、労働、福祉、教育などのあらゆる分野において、解決しなければならぬ外国人の問題が、根強く残っているのが現状である。

例えば、戦後五十年を経過した現在でも、自分の本名を名乗れず、通名を使用している現状がある。外国人であるという理由だけで、就職を断られたり、アパートを貸してもらえないなどの問題もある。二年前には、横浜市内で朝鮮学校へ通う女子中学生への暴行事件も起きていた。

偏見や差別の意識は、無知・無関心から生まれて、人の心の中に意識化されていくといわれている。外国人市民の問題に対する市民

の関心を高め、知識を深めることが大切である。身近に住んでいる外国人とのコミュニケーションは、日本に居ながらにして、容易に世界のさまざまな言葉、文化、生活習慣などを理解できるチャンスである。「外国人は、自分たちの視野を広げ、見識を深めさせてくれる貴重な市民である」、このような積極的な意識を持つて、日本人が外国人と接することが大切であり、それが外国人も住みやすい街づくりの基本になると思う。

また、外国人市民施策は、外国人市民にのみ利益があるものではなく、国際感覚を身につけた国際性豊かな市民をはぐくむことにつながる。そのような市民をはぐくむことが、世界に通用する国際都市横浜の実現に向けて、行政が行うべき重要な施策の一つであり、そのような意識を持つことが、すべての行政職員に求められている。

③ 専門的セクシヨンの強化

外国人市民の実態やニーズは多種多様であり、当然それに対応する行政サービスは、一律ということはない。それぞれの外国人市民の置かれている状況や背景を踏まえ、実態やニーズに対応した施策を推進していかなければならない。

外国人市民施策は、人権、福祉、教育、労働、保健・医療、防災、文化など、横浜市のほとんどすべての局区に関係があり、また単独のセクシヨンは解決できない問題も多い。横の連携を強化し、情報やノウハウの蓄積を行わなければならない。

このため、行政内部の情報交換や施策の総

合調整業務、国内外の外国人市民施策や先進都市の情報収集・調査研究業務、市全体の外国人市民施策の方向性を示す指針の策定業務などを専門的に行うセクションの強化が必要だと思う。

④ 潜在化する問題の対応

日本は、四方を海で囲まれた島国であるため、ヨーロッパのように人々が日常的に国境を越えて往来することはあまりなかった。

しかし近年、日本と開発途上国との経済格差などを背景として、超過滞在などの外国人労働者が多く存在し、賃金不払い、長時間労働など、人権侵害に該当する多くの実例が報告されている。これらの実態については、超過滞在がゆえに問題が潜在化しやすく、ほとんど正確に把握されていないのが現状である。

現場で対応を求められる地方自治体には、人権尊重の観点からの対応を迫られることがある。今後ともこれらの問題について、いつ

そう市民の理解を得るとともに、ボランティアなどとの連携を強化していく必要がある。

5 一 施策に携わる行政職員として

これからも国際化はますます進展し、これに伴い日本国内で暮らす外国人も増加し、生活のあらゆる場面において、外国人との接点が増えてくることはまちがいない。日本人が、自分たちの住む街は、安全で暮らしやすくあつてほしいとか、きれいであつてほしいと願うのと同様に、外国人にも自分たちの住む日本の街に対して同じ思いがある。

ともに暮らしている中で、ことば、生活習慣、宗教、社会制度などの違いから、日本人と外国人との間にさまざまな誤解や摩擦が起ることは、止むを得ないことである。

そのような時に、施策を考える行政職員として一番大切なことは、その実態にのみ目を向けた対症療法的な施策を講じるのではなく、

なぜそのような事態が生じたのか、その背景や原因を十分に探究し、その上で必要な施策を検討することだと思う。それが、外国人市民施策の充実・改善への第一歩ではないだろうか。

そして、そこから将来に向けて、横浜市がどのように変化していくのかを予測し、どのような課題が存在するかを把握し、国・地方自治体・市民・企業などの役割分担の中で、最終的に何をすべきかを決断する。この段階的なプロセスが大切だと思う。

最後に、これからの外国人市民施策を考えるにあたり、歴史的経過のある在日韓国・朝鮮人、中国人の問題とそれ以外の外国人の問題とは、背景や状況が異なることが多く、その違いを踏まえた上で、施策の充実・改善に努めていきたいと思う。

△総務局国際室担当係長▽